

令和7年（2025年）1月31日

職員の処分について

- 1 被処分者 中央区役所 主事（男性 20歳）
- 2 処分内容 停職1月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）1月31日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和6年8月7日から11月8日の間、病気休暇（有給）を取得。療養に専念する必要があるにも関わらず、同年8月頃にパチンコを10回程度行い、9月頃に私的な宴会に2回参加したものの。
- 6 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司2名を厳重注意とした。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（3）休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

【参考②】令和6年度の処分状況（令和7年1月31日処分を含む）

16件 18人

【お問い合わせ先】

人事課：課長 木村 直人（きむら なおと）

副課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

電話：096-328-2149